



トップアンドコア通信

【2021年10月号】

全都道府県で「地域別最低賃金」が出揃いました。昨年はコロナ禍に配慮して全国平均で1円の引き上げに留まっていたところ、本年は「骨太の方針」においても「全国平均1,000円を目指す」と明記されていることから、2002年以降**最大の引き上げ額28円**となりました。発効日は都道府県別に「10月1日～8日」となっています。中小企業をはじめ、まだまだコロナ禍の影響により雇用維持に精一杯な企業も多い中、採用の抑制やパート・アルバイトの更新検討など、労働者の生活にも影響が出そうな状況です。特に賃金の低い業種においては、最低賃金の引き上げにより能力差を賃金に反映できない等の実態も浮き彫りになり、労働者のモチベーション維持も課題となりそうです。

■「雇用保険マルチジョブホルダー制度」の新設（2022年1月～）

【従来の雇用保険制度】主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上



【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

- ① 複数の事業所で勤務する **65歳以上の労働者**が
- ② **2つの事業所について**、以下の要件を満たす場合 ※**2つの事業所は異なる雇用主であること**
 - a) 1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満
 - b) 2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上
 - c) 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上
- ③ **本人からハローワークに申し出**を行うことで ※**本人の申出が無い場合は、加入義務なし**
- ④ **申し出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（**マルチ高年齢被保険者**）となる

check !!



65歳以上
2つ以上の
事業所で雇用

※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

【マルチ高年齢被保険者が受給できるもの】 ※要件に合致した場合に限り
高年齢求職者給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付など



【雇用する企業の義務】

- ・事業主は雇用保険法により、マルチジョブホルダーが雇用保険の資格取得・喪失手続きを行う際 必要な証明を行わなければならない
- ・事業主は、マルチジョブホルダーが申し出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行ってはならない

基本的な手続の流れ



手続の詳細については、厚生労働省のホームページに「[雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット](#)」および「[Q&A～マルチジョブ制度](#)」が公開されています。2022年1月になって、対象者から申し出がなされて慌てないよう細かな点について確認しておきましょう。

【よくある質問例】

- Q：雇用保険マルチジョブホルダー制度においても、雇用保険料の納付義務はありますか？
 A：雇用保険の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します**。住所管轄ハローワークより送付される「資格取得確認通知書（事業主通知書）」で資格取得日を確認してください
- Q：マルチ高年齢被保険者となった後、本人から脱退の意思表示がされた場合、認められますか？
 A：本人の申出により雇用保険が適用された後の取り扱いは、通常の雇用法権被保険者と同様であり、**任意脱退は認めていません**

■マイナンバーカードの健康保険証利用（2021年10月20日～）

マイナンバーカードは2021年10月20日からの健康保険証利用をはじめ、2022年には電子版ジョブカード、2024年には運転免許証との一体化など、様々な機能が拡充される予定です。健康保険証利用を希望する場合は、医療機関や薬局の窓口に設定されている顔認証付きカードリーダーで**申し込みが必要となります**（セブン銀行のATMも可）。デジタル庁は以下のメリットを説明しています。

- ①より良い医療が可能に！
- ②自身の健康管理に役立つ！
- ③オンラインで医療費控除が簡単に！
- ④手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に！
- ⑤医療保険の資格確認がスムーズに！
- ⑥医療費の事務コストの削減！
- ⑦健康保険証としてずっと使える！



社会保険労務士法人トップアンドコア

- 【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370
- 【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL：052-589-8753
- 【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスクエストビル 6F TEL：092-273-0503

E-mail： contact@topandcore.or.jp http：//www.topandcore.com/

